

勝利争闘ジェット塚里ノ砕粉革行調臨 公訴を棄却せよ、3君は無罪だ

6.12テッチあげ事件

動労千葉弁護団、3月16回公判 堂々3時間わたる弁論を展開 争争報告 No.2

「六・一二テッチあげ事件」第十六回公判は、片岡・吉岡・篠塚三君の意見陳述に引き続き、動労千葉弁護団による最終弁論が三時間にわたり展開された。

本件告訴事件は、動労「本部」革マルと警察権力が一体となった、動労千葉に対する組織破壊攻撃であり、テッチあげ事件である。それは、先の論告求刑公判の直後に出された彼らのデマビラ機関紙々上で、はしなくも彼らが口走った反動的な本音「：実刑になれば、千葉動労の組織的・財政的危機をもたらす。：これで一定の成果を収めた。：この機をのがさず千葉動労解体の闘いを押し進めよう。：」の中にも明りょうに表われている。であるが故に、なんら具体的な暴力行為の立証もできぬまま、単に、タレこみ告訴の当事者「嶋田・斎藤らの「証言」のみを引用して「少くとも現場共謀は存在した。：」などと勝手な推測で決めつけ、懲役6月なる不当な反動求刑を行うというデタラメなものである。彼らの「警察―革マル連合」の実体を徹底的にあばき出し、三君の無罪をかちとるために、堂々と展開された弁護団の最終弁論の要旨を紹介します。三月三十一日の判決公判にむけ、怒りと決意もあらたに断固として闘いぬいていこう。

弁論要旨

第一に、本件の本質は、動労千葉に対する組織破壊攻撃としてテッチあげられたものである。

動労「本部」は、動労千葉結成以降、「オルグ電車区における、4・17事件に象徴される暴力をもって、動労千葉の組織破壊を企図したが、ことごとく失敗したため、司法権力および国鉄当局を利用して組合費返還訴訟や動労千葉に対する嚴重処分を申入れを行ない、それらに失敗したため、本件の告訴・告発事件をテッチあげた。

第二に、津田沼支部組合員には「暴行」、「共謀」等の動機はもろろんその事実行為もない。

当日の組合員らの追及説得活動とこれに伴う制止行為は、憲法28条の保障する団結権に基づく行為であり、その目的・手段はいずれも社会通念上妥当なものであるから適法行為である。

さらに、6・12津田沼電車区においては、検察官主張のような暴行の事実はなく、津田沼支部組合員にもそのような動機も必要性も存在しない。

第三に、嶋田・斎藤の「証言」は虚偽である。

本件事件は、対立抗争中の組合の一方組合員による他方組合員への告訴・告発事件である。このような目的でなされた「告訴人の証言」は正確な事実を反映するものではなく、むしろ対立組合を潰さんために虚偽に満ちた創作事実をねつ造することが多い。これを裏付けるものとして、①本件告訴・告発が事件発生翌日、あたかも事件発生を予期していたかのごとく出されたこと。②嶋田・斎藤らの証言は極めて作偽的かつ不自然である。(嶋田に対する暴行は斎藤が、斎藤に対す

る暴行は嶋田が、というようにお互いが目撃者同士となつてゐること) ③ 突然の出来事の割には、自分以外の者がどのような状態にあつたか不自然にも詳細すぎる描写など。嶋田・斎藤らの証言は、作偽的であり全く信用性がないこと。さらに、6・12当日、三信ビルにおいて、役員の一部と弁護士を含めて協議していたことが嶋田・斎藤証言によつて明らかになり、「事件」そのもののテッチあげ性を示すものである。

第四に、「論告」は何の証拠も無い「推測」である。検察官が認定する三君の暴力行為は、告訴人の証言及び供述によつて導きだされたものであり、前述のとおり告訴人の証言等は信用性が欠けるため検察官の主張を裏づける証拠は全くない。一方、谷水証言は、両者との利害関係がなく客観的事実を証言できる立場にあつたと一応評価することが出来るものの、その証言内容は以下のとおり信用性に欠ける。

その一は、証人が出廷をいやがり、在宅証人となつたこと。その二は、本件事件の目撃がわずかな時間であり、かつ、注意して見ていたのではなく記憶がいまいなこと。その三は、告訴人とも被告人とも供述が一致せず信用性に疑問があること。

以上の点を見るならば、検察官論告が前提としてゐる「動労千葉組合員による暴行」および「その現場共謀」などというものは一切存しない事は明らかである。従つて、三君に対する公訴は棄却されるべきである。しからずとしても、当然無罪となるべきものである。